

# 社会福祉法人いわくら福社会職員倫理綱領

私たち職員は、障害のある利用者が人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援することが責務です。そのため、私たち職員は、支援者のひとりとして、確固たる倫理観を持って、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに職員倫理綱領を定め、私たち職員の規範とします。

## 1. 生命の尊厳

私たち職員は、障害のある利用者一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

## 2. 個人の尊厳

私たち職員は、障害のある利用者一人ひとりが持つ人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

## 3. 人権の擁護

私たち職員は、障害のある利用者に対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

## 4. 社会への参加

私たち職員は、障害のある利用者が、年齢、障害の状態などにかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

## 5. 専門的な支援

私たち職員は、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、障害のある利用者一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。

附 則 この倫理綱領は、2022年10月1日から施行する。